

障害児者移動支援事業実施要綱

(総則)

第1条 障害者及び障害児（以下「障害児者」という。）の社会参加を促進し、及びその家族の負担を軽減することを目的として実施する障害児者が外出する際の支援（以下「移動支援」という。）の提供については、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 移動支援の提供を受けることができる者は、本市の区域内に住所を有している在宅の障害児者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定により本市の支給決定を受け、本市の区域外の共同生活住居に入居している障害児者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により本市の入所給付決定を受け、指定障害児入所施設に入所している18歳以下の者（以下「障害児施設入所者」という。）で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定されている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成27年厚生労働省告示第292号）に掲げる疾病により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の障害を有すると医師が診断した者

(障害児施設入所者の利用)

第3条 障害児施設入所者は、引き続き6泊以上、家族等の居宅における外泊をする場合に限り、移動支援の提供を受けることができる。ただし、当該外泊の初日及び最終日は除くものとする。

2 障害児施設入所者が移動支援の提供を受けることができる期間は、次のとおりとする。

- (1) 4月1日から同月4日まで

- (2) 7月21日から8月31日まで
- (3) 12月25日から翌年1月7日まで
- (4) 3月26日から同月31日まで

(実施機関)

第4条 移動支援は、社会福祉法人その他市長が適当と認める者（以下「実施機関」という。）にその事業の実施を委託する。

(事業内容)

第5条 移動支援の内容は、障害児者が社会参加のために外出する場合に、実施機関の従業者（以下「ヘルパー」という。）が居宅から外出先まで又は外出先から居宅までの付添い及びそれに伴う介護を行うものとする。

2 移動支援は、原則として1回につき1日以内で終えるものとする。

3 第1項の社会参加には就労先への通勤及び営利を目的とする利用は含まないものとする。

(ヘルパー)

第6条 ヘルパーは、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 心身ともに健全であること。
- (2) 障害児者の福祉について理解と熱意を有していること。
- (3) 移動支援を行うことができる知識及び経験を有していること。

(利用申請書)

第7条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、障害児者移動支援利用申請書（第1号様式）による。

(利用決定)

第8条 規則第5条第2項に規定するサービス等決定通知書は、障害児者移動支援利用決定通知書（第2号様式）による。

(利用者負担金)

第9条 移動支援の提供を受ける者（以下「利用者」という。）又はその保護者は、移動支援に要する費用の一部（以下「利用者負担金」という。）を負担しなければならない。

2 利用者負担金の額は、別表に定める負担基準額とする。

3 利用者は、利用者負担金を直接実施機関に支払うものとする。

4 利用者負担金に係る上限額については、別に定めるところによる。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 障害児者ガイドヘルプサービス事業実施要綱（平成14年4月1日制定）
は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第9条第2項関係）

区 分	負 担 基 準 額		
	基 本 型	加 算 型	グ ル ー プ 支 援 型
1 回 30 分 ま での利用	180円	205円	130円
1 回 30 分 を 超える利用	180円に30分を超えた時間30分までごとに80円を加えた額とする。	205円に30分を超えた時間30分までごとに105円を加えた額とする。	130円に30分を超えた時間30分までごとに55円を加えた額とする。

備考

- 1 加算型は、利用者が次のいずれかに該当する場合（グループ支援型が適用される場合を除く。）に適用する。
 - （1）両上肢及び両下肢の機能について、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級に該当する者又はこれに準ずる者
 - （2）行動障害を有し、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）第4号に該当する者
- 2 グループ支援型は、複数の利用者について同時に移動支援を行う場合に適用する。

第 1 号様式（第 7 条関係）

障害児者移動支援利用申請書

年 月 日		
(あて先) 横須賀市長		
申請者		
住 所 氏 名 電 話 続 柄		
利 用 者	氏 名	
	生年月日	
申 請 理 由		
希 望 内 容		
世 帯 状 況		
(事務処理欄)		

第 2 号様式（第 8 条関係）

障害児者移動支援利用決定通知書

第 号 年 月 日	
申請者	住所 氏名
横須賀市長	
印	
利用者氏名	
支給内容	
利用者負担額	
備考	